

3 進路指導

(1) 進路指導方針

ア 基本方針

- ・学生一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。
- ・農業に関する職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる。
- ・学生本人の希望と適正に応じて、それぞれの進路実現を果たすために、保護者、関係機関と連携を図りながら、きめ細やかな進路指導を実施する。
- ・就業先の選定や決定については、職業安定法に基づく無料の職業紹介事業所として、求人票の受理、求人情報の公開、就職斡旋を実施する。

イ 進路指導体制

学生の研修先、受験先の選定について、教務課と各専攻担当との連携を密に図るとともに、「進路調整会議」で協議、調整を行う。

※進路調整会議：教務課長、園芸課長、畜産課長、専攻主任、教務課

ウ 就農までのスケジュール

就農までのスケジュールに従って、必要な事項を専攻職員や関係機関の担当者との面談や就農ガイダンス等をとおして、きめ細やかに指導する。

エ 就職試験

求人情報を公開するとともに、学生の希望に応じた求人開拓、情報収集を行い、必要な情報を提供する。就職試験に際しては、応募書類の指導、受験に関する情報収集と提供、面接指導を実施する。

オ 進学試験

学生募集等に関する情報を公開するとともに、学生の希望に応じた進路開拓、情報収集を行い、必要な情報を提供する。進学試験に際しては、応募書類の指導、受験に関する情報収集と提供、面接指導を実施する。

カ 特別講義での指導

「働く意味や自分の将来」、「社会人として必要なマナー」、「就職対策」等に関する特別合議を実施し、職業観・勤労観を育成する。

(2) 進路先の内容

ア 自営就農

必要に応じて次の「認定新規就農者」の手続きを行う等、円滑な就農を図る。

◎認定新規就農者について

目的：重点的に就農支援措置を講じるため。

対象者：研修終了後、直ちに農業に専従し、農業経営を開始することが確実と認められる者等

支援措置：農業次世代人材投資事業、就農支援資金の貸付等

※農地の調整、就農計画の作成、資金調達などは、就農先の農林水産事務所、市町等の関係機関と調整を実施。

イ 研修後就農

- ・先進的な農業技術や経営を研鑽するなどの研修を行い、その後、就農する。

- ・研修先は、国内の先進農家や農業法人などの国内研修、（社）国際農業者交流協会が実施する農業研修生海外派遣事業に申込み海外研修等。

ウ 農業法人への就職（就業）

近年、農業法人への就職（就業）実績が増加しており、希望する学生は在学中に、長期・短期の研修を組み、実際に農業法人で研修を行い、学生と法人のマッチングを図る。

エ 農業指導者としての就職

（ア）公務員

国家公務員（高校卒業程度）、実習助手（農業関係高校等）、農研機構一般職等。募集人数は毎年変動する。

（イ）農業協同組合（JA）

採用は、営農指導員と総合職員（金融・共済・営農指導など）の2種類があり、採用職と募集人数は毎年変動する。

オ 農業に関連する企業への就職

園芸店、飼肥料・農薬等販売会社、青果卸・スーパー等流通関連会社、農業機械販売会社等。

カ 他産業への就職

農業関連企業以外への就職を希望する者は、各種就職ガイダンスなどへの参加やインターネット活用を指導する。

ク 進学

国立・私立4年制大学農学部3年生に編入できる。

※入学する4年制大学の履修単位認定基準により、3年生に編入しても3年間通学することもある。